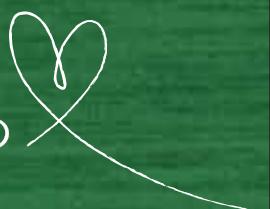


遺産・相続財産寄付のご案内



未来を担う子どもたちへ「教育」という贈りもの



一人でも
多くの子どもに、
学校へ通える喜び、
希望ある未来を。



チャイルド・ファンド・ジャパンの活動にご関心をお寄せください、ありがとうございます。

わたしたちチャイルド・ファンド・ジャパンが、貧しさに苦しむアジアの子どもたちへの支援活動を開始して約40年が経ちます。これまで皆様の温かいご支援にささえられ、大勢の子どもたちが学校に通い、希望をもって成長することができました。その数は、2万5,000人を超えようとしています。しかし貧困の問題は根深く、貧しさゆえに学校をあきらめる子どもたちは、いまだ後をたちません。世界では、基礎教育を受けることができない子どもの数は約6,100万人、その主な理由が家庭の経済状況といわれています。チャイルド・ファンド・ジャパンの活動国であるフィリピンでも、中等教育を受けられない子どもは全体の4割にのぼります。

わたしたちは、「すべての子どもに開かれた未来を約束する国際社会の形成」というビジョンにもとづき、支援を必要とする子どもがいなくなるその日まで、子どもたちの未来を育む活動を続けます。未来を担う子どもたちへの支援を、ぜひご検討くださいますようお願い申しあげます。

「香典・御花料」「遺産」「相続財産」のご寄付。 お気持ちは、子どもたちの希望に変わります。

香典・御花料、遺産や相続財産をご寄付いただくと、そのご寄付は、貧しさに苦しむアジアの子どもたちへの教育、保健・医療、家族や地域の自立に向けた活動などの支援に役立てられます。

*遺産、相続財産のご寄付をいただいた場合、ご要望により、感謝状を贈呈いたします。

*** 当団体へ遺贈(寄付)いただいた財産には、相続税が課税されません。***

どのようなご寄付をご検討されていますか?

香典・御花料のお返しに代えて寄付する… 香典・御花料の寄付 3ページ ▼

ご自身の遺産を寄付する ……………… 遺贈による寄付 4ページ ▶

故人の財産を寄付する ……………… 相続財産の寄付 6ページ ▶

香典・御花料の寄付 ~香典・御花料のお返しに代えて寄付する~

香典や御花料をご寄付いただくことで、
皆様が故人に寄せたお気持ちを活かします。

故人に寄せられた香典や御花料へのお返しに代えてご寄付
いただくことにより、故人やご遺族の「子どもたちのために
役立てたい」というお気持ちを会葬者の皆様とわかつあう
ことができます。

ご要望により、会葬者の方々へのお礼状の文面をお渡し
いたします。

拝啓 時下益々御清祥のこととお慶び申しあげます
先般 亡母○○ ○○の葬儀に際しましては ご丁重なるご厚志を賜り
謹んでお礼申しあげます
本日 諸式滞りなく相済ませました
皆様から頂戴したご厚志につきましては 故人が永く支援者でありました
アジアの子どもたちの成長支援に携わる特定非営利活動法人チャイルドファンド・
ジャパンに寄付いたしましたこと 甚だ勝手ながら
何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます
右 略儀ながら 本状をもちまして 御礼かたがたご挨拶申しあげます
二〇××年×月×日

喪主○○ ○○
親族 同
敬具

【お礼状文面例】





遺贈による寄付 ~ご自身の遺産を寄付する~

ご自身の財産を、子どもたちの「勉強したい！」という願いを叶えるために残していただく方法です。

「遺贈」とは、遺言書を作成し、ご自身の財産の全部または一部を特定の人や団体に与えることをいいます。遺言書の中で、「特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン」を受取人にご指定いただくことにより、大切な財産を、アジアの子どもたちへの支援活動に役立てることができます。

公正証書遺言と自筆証書遺言

民法で認められた遺言の方式のうち、一般的によく使われる方式に「公正証書遺言」「自筆証書遺言」の2種類があります。自筆証書遺言は、自分で作成しますので費用がかからず手軽に作成できますが、形式の不備による無効や、紛失などによって、故人の遺志通りとならない場合があります。他方、公正証書遺言は、公証人により作成されますので、形式の不備による無効や、紛失・偽造のリスクがなく、ご意志にそった相続・遺贈を実現できる方法といえます。

公正証書遺言の作成は、決して難しいことではありません。確実にご意志を実現するためには、公正証書遺言を作成されることをお薦めいたします。その作成の手順なども、お気軽にご相談ください。

遺贈先の正式名称

遺贈先の正式名称として「特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン」とご記載ください。

現金以外の遺贈について

現金以外のご寄付(不動産や有価証券など)は、遺言執行者がこれを現金化し、税金・諸費用を差し引いた上で、現金にてご寄付いただくことになります。



まずは、お気軽にご相談ください

遺言書を作成される前にぜひチャイルド・ファンド・ジャパンまでご連絡ください。お話を伺いながら、ご意志を確実に実現するためにご注意いただきたい点や、過去の事例についてご説明いたします。ご寄付がどのように役立てられるのかといったご質問や、チャイルド・ファンド・ジャパンの活動についてもお答えいたします。

遺贈したい財産や遺言内容については、信託銀行、弁護士等の専門家にご相談されることをお薦めしておりますが、チャイルド・ファンド・ジャパンで専門家をご紹介することも可能です。お気軽にご相談ください。

お問い合わせ **TEL 03-3399-8123 担当:募金グループ**

＊＊＊ 当団体へ遺贈いただいた財産には、相続税が課税されません。＊＊＊

【遺贈のおもな流れ】

チャイルド・
ファンド・ジャパン
へのご相談

遺贈をご検討の段階
で、まずはお気軽に
ご相談ください

遺言書の作成
保管・管理

遺言書の執行

遺言執行者がご
逝去の通知を受け、
遺言を執行し
ます

チャイルド・ファンド・
ジャパンへの寄付

相続人などへの
遺産配分



相続財産の寄付 ~故人の財産を寄付する~

故人のご遺志を受け継ぎ、その想いを実現いただく方法です。

「途上国の子どもたちのことを気にかけていた」「子どもが大好きだった」などの故人のお気持ちを活かすために、チャイルド・ファンド・ジャパンに相続財産の一部を寄付したいというご相談やお申し出をいただいている。いただいたご寄付は、貧しさに苦しむアジアの子どもたちへの教育、保健・医療、家族や地域の自立に向けた活動などの支援に役立てられます。

＊＊＊ 当団体へご寄付いただいた財産には、相続税が課税されません。＊＊＊

チャイルド・ファンド・ジャパンは「認定NPO法人」として認定を受けており、相続税の申告期限内に次の手続きをすることで、ご寄付いただいた財産（現金）には相続税が課税されません。

- 相続税の申告期限内（ご逝去の翌日から10ヵ月以内）に寄付をします。
- 申告時に、当団体の発行する領収証を税務署へご提出ください。なお、ご入金の確認から領収証発行まで1～2週間かかります。余裕をもってお手続きください。

【相続財産の寄付の流れ】

ご逝去
相続の開始

チャイルド・
ファンド・ジャパン
へ寄付
TEL 03-3399-8123
までご連絡ください

領収証の送付
相続税の申告に
必要な領収証を
お送りします

相続税の申告
ご逝去の翌日から
10ヵ月以内に相続
税の申告手続きを
行ってください

チャイルド・ファンド・ジャパンとは

チャイルド・ファンド・ジャパンは、1975年より、アジアを中心に貧しさの中で暮らす子どもの健やかな成長、家族と地域の自立を目指した活動をしています。現在の支援国は、フィリピン・ネパール・スリランカの3ヵ国。活動をとおして人と人が出会い、お互いに理解を深め、つながることを大切にしています。

※2005年3月に、法人変更により、CCWA国際精神里親運動部からチャイルド・ファンド・ジャパンへと名称を改めました。



おもな支援活動

スポンサーシップ・プログラム

貧しさの中に暮らす子どもを包括的に支援するプログラムです。支援を受ける子どもに教育、保健・医療などの支援を行います。同時に、子どもの家族、地域の人々にも、職業訓練や住民組織の立ち上げ、運営などを支援しています。



学用品の支給、学校設備の整備など、子どもたちが学ぶ環境を整えます



定期的に健康状態をチェックします



職業訓練を受けた後、商売を始めたお母さん

支援プロジェクト

地域のニーズに応えて、教育、貧しい家庭の収入向上、保健など、特定の課題に的を絞って支援プロジェクトを実施しています。

実施プロジェクト例

■子どもにやさしい学校環境整備プロジェクト(ネパール)



■協同組合強化支援プロジェクト(フィリピン)



【個人情報の取り扱いについて】

チャイルド・ファンド・ジャパンが取得した個人情報は、開発途上国での地域開発支援事業、国内外の緊急・復興支援事業の活動の報告、これらの活動への協力や寄付のお願いなど、チャイルド・ファンド・ジャパンの目的を達成するために必要な際に限り利用し、それ以外に使用いたしません。

チャイルド・ファンド・ジャパンはここに掲げるビジョン(目標)、ミッション(使命)に基づいて活動します。

ビジョン(目標)

すべての子どもに開かれた未来を約束する国際社会の形成

【愛のバトンタッチ】

チャイルド・ファンド・ジャパンは、第二次世界大戦後、海外からの支援を通して、日本の戦災孤児の成長を守ることから活動を始めました。時代が変わり、支援の受け手から担い手へと立場が変わっても、そこに一人ひとりの子どもが希望を持って生きることのできる社会を目指す姿勢は変わりません。

ミッション(使命)

生かし生かされる国際協力を通じて子どもの権利を守る

【子どもの笑顔のために】

チャイルド・ファンド・ジャパンは、ビジョンを達成するために、支援を通じてつながるすべての人々が、様々な違いを超えて、お互いが人生に意味を見出し、「生きていてよかった」と思える国際協力を実践することを通して、子どもの権利を最優先に位置づけた活動を展開します。